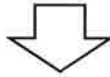


## 平成 30 年 年末調整 昨年からの主な変更点

- ① 配偶者控除と配偶者特別控除の適用基準が変更になった
- ② 提出すべき書類が 2 種類から 3 種類（扶、保、配）へ変更になった

昨年（平成 29 年）まで

妻 夫	配偶者控除	配偶者特別控除
	年収 103 万円以下	年収 103 万円超 141 万円未満
収入に関わらず	3 8 万円の控除	3 ～ 3 8 万円の控除



今年（平成 30 年）から

妻 夫	配偶者控除	配偶者特別控除	
	年収 103 万円以下	年収 103 万円超 150 万円以下	年収 150 万円超 201 万 6 千円未満
年収 1,120 万円以下 (所得 900 万円)	3 8 万円の控除	3 8 万円の控除	3 ～ 3 6 万円の控除
	源泉控除対象配偶者		
年収 1,170 万円以下 (所得 950 万円)	2 6 万円の控除	2 6 万円の控除	2 ～ 2 4 万円の控除
年収 1,220 万円以下 (所得 1,000 万円)	1 3 万円の控除	1 3 万円の控除	1 ～ 1 2 万円の控除

イメージ図

### 【夫の年収が 1,120 万円（所得 900 万円）以下の場合】

